

様式第2号（第4条関係）

許 可 証

許 可 第 27 号

令和4年3月22日

住 所 群馬県館林市苗木町 2548 番地

氏 名 株式会社 鵜商 代表取締役 鵜崎 勝一

TEL 0276-73-1343

みどり市長 須藤 昭男



令和4年2月17日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

営 業 所 の 所 在 地	群馬県館林市苗木町 2548 番地
一般廃棄物処理業者名	株式会社 鵜商 代表取締役 鵜崎 勝一
営 業 許 可 の 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日
許 可 の 範 囲	収集運搬【ごみ】 ・ 事業系一般廃棄物 ・ 市で収集しない家庭系一般廃棄物 ※ 積み替え及び保管を除く
許可の条件 1. 関係法令、ならびに、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 2. 当該業に係る他の市町村の許可を有している場合、みどり市での廃棄物運搬車への混載は行わないこと。 3. 使用車両の後面、及び両側面に社名を明確に表示すること。 4. 収集作業員の名札着用に努めること。 5. 毎月の収集実績を翌月の10日までに、市役所担当課へ文書報告すること。 6. 収集運搬作業に対して、付近住民より苦情等が発生した場合は、誠意をもって対処すること。	